



ライオンズクラブ国際協会332-A アラート委員会活動規定

アラート活動理念 組織体制 活動規定 啓発活動 災害緊急支援積立金 付則・改正

本規定は第68回332-A地区年次大会にて承認され2022.7.1より施行する

アラート規定策定にあたり

緊急支援活動は毎回現場も支援ニーズも規模も違います。その都度被災地、被災者に寄り添い現地の声を聴くことがニーズを探る事になります。ライオンズクラブのアラート活動も一緒です……

被災地及び近隣にはクラブも存在しそれを支えるゾーンがあり更にリジョン、地区と何層にも「活動できる仲間」が存在します。もしあなたの町が被災したらライオンズメンバーとして何が出来ますか？そしてクラブは？ゾーンリジョンは？地区は？複合は？日本はどう動きますか？

被災したクラブ及びゾーン・リジョンが被災状況を把握しライオンズクラブとして今できる事を話し合いどのように支援できるか探り行動さえすれば支援活動の始まりです

1クラブで出来なくても仲間が集まれば大きな力になります。しかし初動が出来なければなにも動けない団体にしかすぎません全ては初動で決まります。

被災地クラブ及びリジョン・ゾーンの活動を支えるのは準地区です準地区のアラート規定がクラブ・リジョン・ゾーン・複合・日本を動かすことは明確です。被災地を軽視しそれぞれが勝手な行動する事が被災地に対しいかに一方通行な支援なのかを再認識しこのアラート規定を作成しました。



332-A地区 アラート特別委員長 L木村 知紀 (2021~2022)

332-A地区アラート特別委員会活動理念

ライオンズクラブが掲げる
「We serve 我々は奉仕する」の名において自然災害における人道支援を目的に活動する

被災地ファーストを守り「すべては被災地・被災者の為に」を念頭において行動する

被災地におけるメンバー・クラブの安否、被災確認を優先し安全、安心の確保に努める

被災地のクラブメンバーが支援・受援活動が円滑に行えるよう後方支援に努める

リジョンを通して各クラブに対し、緊急支援活動方法や受援体制づくり(備え)について啓発活動をする

県をはじめとする各市町村の社会福祉協議会や支援団体と災害協定を結び、災害時における支援活動が潤滑に出来る様に務める



【組織体制】

第一項 名称・定数

332-A地区におけるアラート委員会組織に関して下記の通りの名称と人員を定める

アラート特別委員長 1名 / アラート副委員長 1名 / アラート特命委員 5名 / アラート委員 (ZC) 11名

アラート特別委員会アドバイザー 1名

第二項 職務と任期

❖アラート委員長

- 1) ガバナー指名によるものとする
- 2) 被災地区の支援レベル判定に応じて対策本部の責任者を担う
- 3) 災害時日本・複合アラートへの後方支援要請
- 4) 日本・複合アラートでの決定事項や最新の情報等を準地区に伝え地区アラートとのパイプ役を担う
- 5) 任期は上限3年とし再任は妨げない 任期終了後アラート特別委員会アドバイザーとして1年任期を務める
- 6) 社会福祉協議会や災害支援団体との提携の促進を行う
- 7) 地区内においてのアラート活動の啓発事業としてのフォーラム・セミナーを開催する
- 8) 年数回アラート委員会会合を開催し平時から組織の強化目的として連携・啓発・実務シュミレーションを行う
- 9) 3年に1度その時期の地区ガバナー推薦により特別委員長が決定される

❖アラート副委員長

- 1) ガバナー指名によるものとする またアラート特別委員会より助言を頂く事ができる
- 2) 委員長を補佐し地区ガバナーとのパイプ役を担う
- 3) 任期は1年とする

❖アラート特命委員

- 1) リジョン毎に1名アラート特別委員長より選任されリジョン内のクラブに対しアラート活動（備え）に関する普及活動を行う
- 2) 1の他リジョン内での災害時ZCと連携しクラブ及びクラブ内メンバーの被災状況の把握及び被災状況の調査を行う
- 3) 災害時災害支援対策本部設置にあたり委員長、ZCと連携をとり支援活動を側面から支える
- 4) 任期は上限3年とし再任は妨げない
- 5) 市町村行政及び社会福祉協議会との提携を促進させ提携後のフォローをしっかりと行う

❖アラート委員 ZC

- 1) 地区内ZCが選任され災害時R特命委員と連携し活動する
- 2) 被災地域クラブ・メンバーの安否や被災状況の確認
- 3) 任期は1年とする



ALERT
TEAM
preparedness · response · relief

【活動規定】

第一項 災害時における支援内容及び支援・受援体制

- 1) 災害支援は地区内とするが地区ガバナーとアラート特別委員長が協議し認められた支援であれば他地区に対し支援活動ができる事とする
- 2) 地区内外支援に関しキャビネットとは別にクラブtoクラブの支援に関して委員会は妨げてはいけない
- 3) 災害発生時R特命委員と委員が現地の状況把握に努める（初動に対するニーズの把握）
- 4) 緊急初動の場合近隣の地区に支援要請ができるものとする
 - ※緊急初動とは一刻を争う支援要請が発生した際地区ガバナー、地区アラート委員長で協議決定し対応する
 - ※現地視察から得る情報 ①災害発生時必要な支援（物資・炊出し等） ②クラブやメンバーの被災状況（安否確認）
- 5) アラート特別委員長は地区ガバナー・被災地区特命委員、委員を招集し情報収集を基に災害支援受援活動会議を開催し、災害レベル判定をし災害支援受援プランの作成をする
 - ※災害レベル（およその被害状況 家屋倒壊・避難所数・ボラセン設置日・行方不明者数等の情報を得て判定）
 - レベル1（少人数のみに影響を与える緊急事態）ゾーン・リジョンで対応
 - レベル2（地域社会に影響を与える緊急事態）準地区又は複合地区で対応
 - レベル3（何百、何千の人々に影響を与える緊急事態）東西エリア又は全日本での対応
 - ※災害支援活動会議
 - 災害レベルの判定・支援内容の取決め・活動資金及び支援に関わる費用予算の取決め・本部設置の可否・本部設置に向けたプラン（場所・条件・費用等）
- 6) 5にあたり災害レベルが2以上の場合、支援が複合・日本に及ぶ場合はMDアラート委員長との連携も図り後方支援を要請する事ができる
- 7) 他地区（広域含む）での災害時、日本アラート委員会・複合地区アラート委員会で支援要請（物資・支援金・人員）があった場合は地区ガバナーとアラート特別委員長と協議の上地区内クラブへ要請する事が出来る
- 8) 他地区（広域含む）での災害時、日本アラート委員会・複合地区アラート委員会の後方支援プランによりアラート特別委員長が日本アラート委員会班長として現地入りし活動できる事が出来る
- 9) 緊急積立金会計が必要となる場合は地区ガバナーの了承を得て実行する 災害支援終了時に発生した余剰金は繰り入れする事とする



ALERT
TEAM
preparedness · response · relief

第二項 災害支援対策本部設置規定及び役割

- 1) 災害支援対策本部の最高責任者は地区ガバナーとし、運営責任者はアラート特別委員長とする
- 2) 本部の設置にあたり場所・条件・備品購入等の取決めは災害支援活動会議で取り決める
- 3) 本部の人事は委員会で構成し特別委員長が運営プランを作成しガバナーの許可を得て運営する
- 4) 支援金の受入れ口座開設に関してはガバナーと協議の上必要に応じて開設する
- 5) 災害レベル2以上（日本アラート・複合アラートの後方支援が必要時）の場合アラート特別委員長は地区ガバナーの許可を得て後方支援策定会議に参加し被災地の現状を報告し的確かつ効果的な後方支援が行えるよう努める
- 6) 本部は各クラブ・複合・日本からの支援をより効果的にする為に常に情報発信し被災地ファーストを心がける。また支援の一つにLCIF交付金の活用も視野に入れ申請等に努める
- 7) 活動終了時支援先への令状・収支決算報告書・届け物資リスト等の作成をし地区ガバナー・アラート特別委員長を含めた本部でのアラート会議で内容を精査し直近時のキャビネット会議へ報告する事とする。収支決算書作成にあたり監査役を最低2名選任する。
- 8) 受援の際他地区の単一クラブ・メンバー個人からの支援に関して柔軟に対応し支援における感謝を忘れず対応する

第三項 キャビネット（委員会）における支援活動における禁止事項

- 1) 各クラブ及び他地区からの物資及び支援金は災害支援以外の目的に使用してはならない
- 2) 支援金・物資の協力願いは委員会名以外では要請してはならない



ALERT
TEAM
preparedness · response · relief

【啓発活動規定】

第一項 アラート普及活動

- 1) 332-A地区内リジョンに対しアラート委員会設置に向けR特命委員長がセミナーを最低年1回開催することに努める
- 2) リジョンセミナーを通してリジョン内のクラブ意識を高めさせアラートへの関心度を上げる
- 3) 地区主催のアラートフォーラムを年に一回開催する事に努める
- 4) 地区委員会は年最低3回会議を開催し普及活動報告・活動シュミレーションの確認・社会福祉協議会との提携報告等を行う
- 5) 他地区・複合・日本レベルで開催されるフォーラム参加に関しても積極的に委員会メンバーが参加し地区に対し常にクオリティーの高い活動が出来る様に自らも努める。また委員会では地区ガバナー・アラート特別委員長・R特命委員との連名で地区内クラブに対し案内をする事が出来る。

第二項 社会福祉協議会・災害支援団体との提携

- 1) 災害時においてボランティアセンターの運営に大きく関わる社協との災害協定をリジョン単位で行う
- 2) リジョン内に運営されている社協との提携を促進させる
- 3) 災害協定はアラート委員会で作成し常に精度向上を目指す
※災害協定 現段階ではライオンズクラブはボランティア支援を主な活動内容として災害協定締結を目指す
- 4) 各準地区に対し県社協だけではなく必要と応じた災害支援団体との災害協定締結も促進させる
- 5) 締結においては委員会で取りまとめし地区ガバナーに提案しキャビネット会議で承認されるものとする

第三項 啓発活動における活動内容と予算経費

- 1) 必要経費は委員長に使用目的を報告し委員会予算内で実行できるものとする



ALERT
TEAM
preparedness · response · relief

【災害緊急支援積立金規定】

第一項 災害緊急支援金の実行と報告義務

- 1) 332-A地区アラート規定 活動規定第一項（4）災害レベル判定に基づき支援プランを作成し必要に応じて支出する事が出来る。
- 2) 当地区以外の332複合地区内で発生した災害に対し複合アラート委員会より支援金要請があった場合上限100万円を限度額として支出する。
- 3) 300A-2区（姉妹地区）内で発生した災害に対しても100万円を限度として支出する
- 4) 上記以外の地区について援助要請があった時は50万円を限度として支出するか、あるいはクラブ会員の自主的寄付金によって対応する
- 5) 全ての支出に関し地区ガバナー承認が必要となる
- 6) それぞれの支出額はアラート特別委員会で取りまとめし地区ガバナーの許可を持って支出する。但し、その後の名誉顧問会議及びキャビネット会議で報告するものとする

第二項 災害緊急支援金積立

- 1) 下限の500万を下回った場合の積立金の仕方について及び下限を下回った場合の徴収方法について、地区内（家族・賛助・支部・SCP除く）より一人1,000円徴収する事ができる。また上限の金額を800万とし超過の場合、徴収を行わないとする

第三項 災害緊急支援金禁止事項

- 1) 他の科目への流用は認められない。特別な事由で流用する場合は代議員会の承認を得るものとする

第四項 災害緊急支援積立金の管理

- 1) 332-A地区緊急援助積立金の支出に関する基準は332-A地区アラート規定に追記する事とする
- 2) 332-A地区特別会計での口座開設とし管理（入出金・決算）はキャビネット会計とする



ALERT
TEAM
preparedness · response · relief

332-A地区アラート規定 付則 改正

2024.5.19 第70回年次大会にて規定改正

第二項 災害緊急支援金積立

改正前

1) 緊急援助積立金が支出により500万を下まわる場合には次期において特別会費の徴収をガバナーが考慮する

改正後

1) 下限の500万を下回った場合の積立金の仕方について及び下限を下回った場合の徴収方法について、地区内（家族・賛助・支部・SCP除く）より一人1,000円徴収する事ができる。また上限の金額を800万とし超過の場合、徴収を行わないとする

第二項 職務と任期

改正前

❖アラート委員長

1) 日本アラート委員会 MDアラート副班長 MDアラート委員会委員を兼務する

❖アラート副委員長

1) アラート特別委員会においてガバナー輩出クラブから選任される

改正後

❖アラート委員長 1) ガバナー指名によるものとする

❖アラート副委員長 1) ガバナー指名によるものとする またアラート特別委員会より助言を頂く事ができる

第一項 アラート普及活動

改正前

1) 332-A地区内リジョンに対しアラート委員会設置に向けR特命委員長がセミナーを最低年1回開催する

3) 地区主催のアラートフォーラムを年に一回開催する（務める）

改正後

1) 332-A地区内リジョンに対しアラート委員会設置に向けR特命委員長がセミナーを最低年1回開催することに努める

3) 地区主催のアラートフォーラムを年に一回開催する事に努める



ALERT
TEAM
preparedness · response · relief